

社団法人滋賀県造林公社定款

(昭和40年4月1日制定)

最終改正 平成17年10月7日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人滋賀県造林公社(以下「公社」という。)と称する。

(事務所)

第2条 公社の事務所は、滋賀県大津市松本一丁目2番1号に置く。

(目的)

第3条 公社は、びわ湖周辺において造林、育林等、森林・林業に関する事業、その他緑化に関する事業を行うことにより、森林の持つ水源かん養機能を高め、森林資源を造成し、あわせて農山村経済の基盤の確立、及び民生の安定、社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 公社は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)分収造林事業及び分収育林事業
- (2)分収造林制度及び分収育林制度の促進に関する事業
- (3)森林・林業及び緑化に関する事業、調査等の受託
- (4)森林・林業に関する普及、啓蒙の事業
- (5)その他公社の目的達成のために必要な事業

第2章 社員

(社員)

第5条 公社の社員たる資格を有する者は、次のとおりとする。

- (1)滋賀県、公社造林が行われる市町村、滋賀県森林組合連合会及び公社の趣旨に賛同する公益法人
- (2)公社の趣旨に賛同する淀川下流の公共団体等(以下「下流団体」という。)

(出資)

第6条 社員は、出資口数1口以上を出資しなければならない。

- 2 出資1口の金額は、1万円とする。
- 3 社員は、出資の払込みについて、相殺をもって公社に対抗することができない。
- 4 社員の責任は、その出資額を限度とする。

(加入)

第7条 公社の社員になろうとする者は、加入申込書を理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項の加入申込書を受理したときは、理事会の承認を経なければならない。
- 3 理事長は、前項の承認があったときは、直ちに社員名簿に記載し、その旨を申込者に書面をもって、通知するものとする。

4 社員としての地位は、前項の社員名簿に記載したときに生ずる。

(届出)

第8条 社員は、次の各号の一に該当するときは、直ちに、この旨を理事長に届け出なければならない。

(1)社員たる資格を失ったとき。

(2)名称若しくは代表者の氏名又は主たる事務所の所在地に変更があったとき。

(退社)

第9条 社員は、次の各号に掲げる理由により退社する。

(1)社員たる資格の喪失

(2)解散

(3)脱退

(4)除名

(除名)

第10条 社員が公社の名誉をき損し、又はこの定款に反するような行為をしたときは、総会の議決を経て、これを除名することができる。

2 前項の規定により除名しようとするときは、総会開催日前10日までにその社員に対し、総会において除名の議決を求める旨を、書面をもって通知するとともに、総会において弁明する機会を与えなければならない。

3 公社は、総会において除名の議決があったときは、その理由を明らかにした書面をもって、その社員に通知するものとする。

(出資金の払戻し)

第11条 社員が退社したときは、出資金の払戻しを請求することができる。ただし、退社の日から2年以内に請求がないときは払戻しをしない。

2 出資金は、前項の請求に基づき、公社は請求のあった日の属する年度の終わりにおいて、払戻すものとする。

3 除名によって社員が退社したときは、前項の規定にかかわらず総会の議決を経て、出資金の全部又は一部の払戻しをしないことがある。

第3章 役員等

(役員の数)

第12条 公社に次の役員を置く。

理 事 18人以内

監 事 3人以内

2 理事は、次の各号に掲げる者をもって充てる。ただし、社員の代表者のうちから選任された者が、任期の途中において当該社員の代表者でなくなったときは、その後任者が、その職に当たるものとする。

(1)滋賀県知事

(2)滋賀県知事の指名する滋賀県職員 3人

(3) 下流団体の社員のうちから選出された者 8人以内

(4) 前3号を除く社員の代表者のうちから、総会において選任された者 5人

(5) 理事長が総会の承認を経て委嘱する学識経験者 1人

3 理事のうち1人を理事長、2人を副理事長、1人を専務理事とする。

4 理事長は、滋賀県知事とする。

5 副理事長は、理事が互選する。

6 専務理事は、理事長が理事のうちから任命する。

7 監事は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 滋賀県知事の指名する滋賀県職員 1人

(2) 総会で選任された者 2人以内

8 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第13条 理事長は、公社を代表し社務を総理する。ただし、理事長である滋賀県知事が代表者である法人その他の団体との契約その他の法律行為については、あらかじめ理事長が定めた副理事長が公社を代表する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、その命を受けて社務を掌理し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ理事長が定めた順位により、その職務を代理し、又はその職務を行う。

3 専務理事は、理事長の命を受けて業務を処理し、理事長及び副理事長が事故あるときは、その職務を代理する。

4 理事は、理事会の構成員として、公社の業務を審議決定する。

5 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 毎年度1回以上、公社の財産及び業務執行の状況を監査すること。

(2) 前号の監査の結果をとりまとめ、これに意見を付して、総会及び理事会に報告すること。

(3) 財産及び業務の執行について、不正な事実があると認めるときは、これを総会又は主務官庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため、必要があるときは、総会を招集すること。

(役員任期)

第14条 役員任期は、3年とする。

2 補欠又は増員により就任したものの任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期の満了後も後任者が就任するまで、その職務を行う。

(顧問)

第15条 公社に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事長が理事会の承認を経て委嘱する。

3 顧問は、公社の重要な事項に関し意見を述べる。

(職員)

第15条の2 会社の事務を処理するため、必要な職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第4章 会議

(総会及び理事会)

第16条 会議は、総会及び理事会とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

3 通常総会は、年1回以上開くものとする。

4 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開くものとする。

(1)理事会において必要と認めるとき。

(2)社員の3分の1以上の者から、会議の目的たる事項及び招集の理由を付して、理事長に請求があったとき。

(3)第13条第5項第3号の規定により監事が必要と認めるとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、第13条第5項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

2 総会の招集は、総会の開催前5日までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を通知して行うものとする。

(総会の議決事項)

第18条 総会は、次の各号に掲げる事項を審議し、議決する。

(1)定款の変更

(2)業務方法書の設定及び変更

(3)毎年度の事業計画及び収支予算並びに事業報告及び収支決算

(4)社員の除名及び第11条第3項の規定による出資金払戻しの範囲

(5)第12条第2項第4号及び第7項第3号の規定により選任する役員の選任及び解任並びに第12条第2項第5号の規定による役員の委嘱の承認

(6)基本財産の管理及び処分

(7)剰余金の利用及び処分

(8)残余財産の処分

(9)解散

(10)その他重要な事項で、理事会が必要と認める事項

(議決権数)

第19条 総会における議決権数は、社員各1箇とする。ただし、滋賀県の議決権数は、滋賀県以外の社員の有する議決権数の3分の1(1箇未満の端数は、4捨5入する。)とする。

(議決権の行使)

第20条 社員は、代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の規定により、議決権を行使した社員は、出席したものとみなす。

3 代理人は、代理権を証する書面を表決前に理事長に提出しなければならない。

4 滋賀県の議決権は、これを分割して行使することはできない。

(総会の議長)

第21条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 議長は、その有する議決権を行使することを妨げない。

(総会の成立及び議決の要件)

第22条 総会は、この定款に特別の定めがあるもののほか、総議決権数の2分の1以上の社員が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 総会の議事は、出席した社員の議決権数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 定款の変更、社員の除名、役員解任、基本財産の処分、又は担保に供すること、残余財産の処分及び解散については、社員総数の6分の5以上の社員が出席し、出席した社員の有する議決権数の7分の6以上の同意を得なければならない。

(議事録の作成)

第23条 議長は、総会の議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、次の各号に掲げる事項を記載し、議長及び議長が指名する社員2人以上がこれに記名押印し、これを保存するものとする。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 社員の総数及びその議決権数

(3) 出席した社員及びその議決権数

(4) 議事事項

(5) 議事の経過の概要およびその結果

(理事会の招集)

第24条 理事会は、次の各号に掲げる場合に理事長が招集する。

(1) 理事長が必要と認めるとき。

(2) 理事の3分の1以上の者から会議の目的及び理由を示して、請求があったとき。

(理事会の議決事項)

第25条 理事会は、次の各号に掲げる事項を審議議決する。

(1) 総会に提出する議案

(2) 総会で委任された事項

(3) 社務の運営に関する事項

(4) この定款及び業務方法書に定める事項

(5) その他理事長が必要と認めた事項

(理事会の運営)

第26条 理事会は、理事の半数以上が出席しなければ議事を開き、議決することはできない。

2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

3 理事会の議決は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 第20条第1項から第3項までの規定は、理事会において準用する。

- 5 監事は、職務上必要があるときは、理事会に出席して発言することができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、理事会の運営について必要な事項は、理事会が別に定める。

第5章 資産、会計、事業計画等

(資産)

第27条 会社の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1)出資金
- (2)事業に伴い取得した財産
- (3)資産から生ずる果実
- (4)寄附金
- (5)その他の収入

(財産の種類)

第28条 会社は、第27条に掲げる資産のうち、総会の議決を経たものをもって基本財産とする。

2 基本財産以外の資産は、普通財産とする。

(基本財産の運用)

第29条 基本財産は、総会の議決を経なければ、これを利用し、又は処分することができない。

(資産の管理)

第30条 会社の資産は、理事長が管理し、管理の方法は、理事会の定めるところによる。

2 基本財産のうち現金は、総会で承認を得た金融機関に預け入れて、保管しなければならない。

(資金の借入れ)

第31条 会社は、事業を行うために必要な資金の借入れをすることができる。

- 2 借入金は、事業借入金及び運用借入金とする。
- 3 事業借入金は、事業の実行に必要な経費を支弁するため借入れるものとする。
- 4 運用借入金は、事業の円滑な遂行に必要な資金として借入れるものとする。

(経費の支弁)

第32条 会社の経費は、普通財産及び借入金をもって支弁する。

(寄附)

第33条 会社は、現金又は現物で寄附を受けることができる。

(会計年度)

第34条 会社の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第35条 会社の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、毎年度当該年度開始前に総会の議決を経て、主務官庁に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により当該年度開始前に総会を開催することができない場合にあつては、理事会の議決によることを妨げない。この場合において、理事長は、次の総会において報告し、その議決を求めなければ

ならない。

2 前項ただし書の場合にあっては、理事長は、前年度の予算に準じ収入支出をするものとし、当該収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

3 第1項の規定は、事業計画又は予算の変更について準用する。この場合において、同項中「毎年度当該年度開始前に」とあるのは「速やかに」と、同項ただし書中「当該年度開始前に総会」とあるのは「総会」と読み替えるものとする。

(事業報告及び収支決算)

第35条の2 会社の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経て、当該会計年度終了後3月以内に主務官庁に提出しなければならない。

第6章 雑則

(定款の変更)

第36条 この定款は、総会の議決を経て、主務官庁の認可を受けなければ変更することができない。

(剰余金の利用及び処分)

第37条 会社は、事業の経営によって生じた剰余金(次期繰越収支差額及び次期繰越増減差額という。)は、総会の議決を経て、次の各号に掲げるものに充当することができる。

(1)事業の経営を継続するために必要な事業資金及び会社の経営に必要な資金

(2)会社の基本財産として必要な積立金

(3)その他会社の目的達成のため必要な事業に要する経費

2 前項第3号の善用は、寄付金として支出することができる。

(残余財産の処分)

第38条 会社が解散する場合において、残余財産があるときは、総会の議決を経たうえ、主務官庁の承認を受け、その財産を処分するものとする。

(委任)

第39条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、会社の運営に関し、必要な事項は理事長が理事会の承認を経て定める。

附 則

1 この定款は、設立許可の日から施行する。

2 設立当初の会計年度は、第34条の規定にかかわらず、設立許可の日から昭和41年6月30日までとする。

3 設立当初の役員は、第12条の規定にかかわらず、次のとおりとし、その任期は、第14条の規定にかかわらず、昭和41年度通常総会の日までとする。

理 事 谷 口 久次郎

同 奥 村 悦 造

岡 野 崎 欣一郎

同 初 田 健 二

同 藤 本 彪 三
同 坂 口 弘
同 桐 畑 辰次郎
同 井 花 伊佐夫
同 堀 江 喜 一
監 事 五月女 轟
同 集 治 政太郎
同 樋 口 恒 男

附 則(昭和42年3月27日)

この定款は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

附 則(昭和45年9月8日)

この定款は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

附 則(昭和57年9月4日)

この定款は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

附 則(平成元年11月28日)

この定款は、主務官庁の認可の到達のあった日から施行する。

附 則(平成4年10月15日)

この定款は、主務官庁の認可の到達のあった日から施行する。

附 則(平成8年7月1日)

1 この定款は、主務官庁の認可の到達のあった日から施行する。

2 この定款の施行の日の属する会計年度は、改正後の第34条の規定にかかわらず平成8年7月1日から平成9年3月31日までとする。

附 則(平成17年10月7日)

この定款は、主務官庁の認可のあった日から施行する。